

# 介護老人保健施設 ユーアイビラ 訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

## (運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団永進会が開設する介護老人保健施設ユーアイビラ（以下「当事業所」という。）において実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

## (事業の目的)

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態又は要支援状態と認定されたご利用者さま（以下「ご利用者さま」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、ご利用者さまの心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当事業所では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者さまの心身の機能の維持回復を図り、ご利用者さまが可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、ご利用者さまの意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則としてご利用者さまに対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、ご利用者さまの人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、ご利用者さまが地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、ご利用者さまが「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者さま又はそのご家族さまに対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともにご利用者さまの同意を得て実施するよう努める。
- 7 ご利用者さまの個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得たご利用者さまの個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じてご利用者さま又はその代理人さまの了解を得ることとする。
- 8 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

## (事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 介護老人保健施設 ユーアイビラ  
(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)
- (2) 開設年月日 2002年1月1日
- (3) 所在地 東京都福生市南田園1丁目10-3
- (4) 電話番号 042-559-7122 FAX番号 042-539-2272
- (5) 管理者名 鈴木 一夫
- (6) 介護保険指定番号 1357081052号

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1.0人（常勤・兼務）
(2) 医師	1.0人以上（常勤・兼務）
(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1.0人以上（常勤・兼務）

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 当事業所の営業日及び営業時間は、以下のとおりとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から土曜日までとし、祝日も営業とする。但し、年末年始は12月30日から1月3日までを休業日とする。
- (2) 営業時間は8時30分から17時30分までとする。

(事業の内容)

第8条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成された訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行う。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、訪問リハビリテーションの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(ご利用者さま負担額)

第10条 ご利用者さま負担額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを申し受ける。
- (2) サービス利用料の支払を受けた時は、利用料について記載した領収書を毎月交付する。
- (3) 訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、サービス利用料の内容及び金額に関して説明を行ない、その理解を得なければならぬ。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

福生市 羽村市 昭島市 あきる野市

(身体拘束等適正化推進のための措置)

第12条 当事業所は、原則としてご利用者さまに対し身体拘束等を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、医師、看護職員、介護職

員、その他現場の責任者から成る「身体拘束廃止委員会」において、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たしているかを判断し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をご家族さまに説明するとともに同意の署名をいただき、その内容を診療録に記載する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 当事業所は、ご利用者さまの人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を年に2回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者さまに対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。又、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、ご利用者さまに対し必要な措置を行う。

- 2 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

(職員の服務規律)

第16条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して当事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) ご利用者さまに対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

思いやり研修（ご利用者さまの満足向上）、感染症対策に関する研修（感染症の予防・まん延防止等）、事故防止に関する研修（事故発生の防止、発生時の対応等）、褥瘡に関する研修（褥瘡発生の防止・予防・評価・対処等）、高齢者虐待防止に関する研修（虐待の発生原因・通報・職員のストレス対策等）他の研修を年1回以上実施する。

- 2 当施設は、介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉の資格を有さない者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 18 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団永進会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 2 回の健康診断を受診すること。

- 2 当事業所は、当事業所職員に対し、心理的な負担の程度を把握するための検査を年 1 回実施する。

(衛生管理)

第 20 条 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 1 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 21 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得たご利用者さま又はそのご家族さまの個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、ご利用者さま負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に別途掲示する。

- 2 当事業所は、適切な訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団永進会の役員会において定めるものとする。

(苦情処理の体制及び手順、相談窓口)

第 23 条 常時、総合受付で対応するとともに、ご意見収集用はがきをフロア毎に設置し、情報収集に努めるものとする。

- 2 苦情等の情報が入った場合は速やかにリスクマネジメント委員会を招集し対応、改善策を討議するものとする。
- 3 苦情を申し立てられた方には速やかに対応をお知らせし、当事業所職員への周知徹底も平行し行うものとする。
- 4 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応するものとする。

医療法人社団 永進会	所在 地	〒197-0004 東京都福生市南田園一丁目10番地3
	電話番号	042-539-7122
介護老人保健施設 ユーアイビラ	F A X 番号	042-539-2272
	担当	相談課 支援相談員

	対応時間	8:30～17:30（毎日）
--	------	----------------

5 次の機関においても、苦情申出等を行うことができる。

東京都 国民健康保険 団体連合会 苦情相談窓	所 在 地	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目5-1
	電話番号	03-6238-0111
	対応時間	8:45～17:30（土・日曜日・祝日を除く）
福生市役所 介護福祉課 介護保険係	所 在 地	〒197-8501 東京都福生市本町5
	電話番号	042-551-1511
	対応時間	8:30～17:15（日曜日・祝日を除く）

#### 付 則

この運営規程は、2024年11月1日より施行する。